**○文部科学省令第十四号**

文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）第八十二条第二項の規定に基づき、科学技術・学術政策研究所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十日

文部科学大臣　馳　浩

科学技術・学術政策研究所組織規則の一部を改正する省令

科学技術・学術政策研究所組織規則（昭和六十三年総理府令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第四条中「科学技術動向研究センター」を「科学技術予測センター」に、「調査研究グループ三」を「調査研究グループ二」に改める。

第八条の見出し中「科学技術動向研究センター」を「科学技術予測センター」に改め、同条を次のように改める。

**第八条**　科学技術予測センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

一　科学技術の将来の予測その他の科学技術に関する研究の動向の調査及び研究を行うこと（研究グループの所掌に属するものを除く。）。

二　科学技術が経済社会及び国民生活に及ぼす影響の予測その他の科学技術の影響の調査及び研究を行うこと（研究グループの所掌に属するものを除く。）。

第十条第一号、第十一条第一項及び第二項並びに第十二条第二項中「科学技術動向研究センター」を「科学技術予測センター」に改める。

**附　則**

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

**○文部科学省令第十五号**

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、文部科学省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十日

文部科学大臣　馳　浩

文部科学省定員規則の一部を改正する省令

文部科学省定員規則（平成十三年文部科学省令第十七号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

（定員の特例）

4　第一条の規定にかかわらず、文部科学省の本省の定員は、平成二十八年四月一日から同年九月三十日までの間においては、一、七九一人（うち、一人は、特別職の職員の定員とする。）とする。

**附　則**

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

**○厚生労働省令第四十九号**

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十一条第一項の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中第二十一号を第二十二号とし、第六号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六　ジカウイルス感染症

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。

**○厚生労働省令第五十号**

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第三十五条第一項の規定に基づき、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行規則の一部を改正する省令

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行規則（平成十六年厚生労働省令第五十一号）を次のように改正する。

第四十五条中「二月」を「三月」に改める。

第四十七条中「送付するものとし、必要があると認めた場合には」を「送付し」に改め、「、機構に対し」を削り、「ことができる」を「ものとする」に改める。

**附　則**

（施行期日）

1　この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　独立行政法人医薬品医療機器総合機構の副作用救済給付若しくは感染救済給付の支給の決定又は拠出金の算定についての審査の申立てであって、この省令の施行前にされた同機構の当該決定又はこの省令の施行前にされた同機構の当該算定に係るものについては、なお従前の例による。

**○厚生労働省令第五十一号**

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第五十一号）の一部の施行に伴い、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十九条の八、厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第十九条第四項、児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第五条第一項及び第四十七条並びに厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第百五十三条第二項の規定に基づき、児童福祉法施行規則及び厚生労働省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

児童福祉法施行規則及び厚生労働省組織規則の一部を改正する省令

（児童福祉法施行規則の一部改正）

**第一条**　児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第六条の二第二項中「地方厚生局長又は地方厚生支局長（以下「地方厚生局長等」という。）」を「都道府県知事」に改め、同条第三項中「地方厚生局長等」を「都道府県知事」に改める。

第六条の八第四項の表令第五条第三項及び第四項の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 令第五条第三項から第五項まで及び第七項 | 指定保育士養成施設 | 指定養成施設 |

第六条の八第四項の表令第五条第五項の項及び令第五条第七項の項を削る。

第四十九条の八第一項中「第四号、第五号から第八号まで及び第九号に掲げる権限を」を削り、同項第一号から第三号までを削り、同項第四号を同項第一号とし、同項第五号から同項第九号までを三号ずつ繰り上げ、同項第十号及び同条第二項を削る。

第二号様式表中「地方厚生（支）局長」を「都道府県知事」に改め、同様式裏中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改める。